

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和3年度第5号
通算第52号
令和4年1月26日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—不妊治療のための休暇制度の導入等について—

◎日時・場所

令和3年12月15日（水）午後7時～午後7時15分（中央北生涯学習プラザ 学習室B・C）

◎今回の交渉の主な目的

不妊治療のための休暇制度の導入等について提案をするため、組合と交渉の場を持った。

◎組合への提案

（提案メモ）不妊治療のための休暇制度の導入について

[別紙1](#)

（提案メモ）在職者に対する期末手当の一時差止制度の導入について

[別紙2](#)

（提案メモ）学校給食センター稼働に伴う職員の勤務条件の変更について

[別紙3](#)

◎具体的な交渉内容

1 不妊治療のための休暇制度の導入について

協議の要旨

提案メモを示した上で、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
申請に当たっては、医師の診断書が必要となるのか。	取得理由が休暇の目的に合致したものであるか、付与日数が5日と10日のいずれであるかなどを確認するために、休暇の申請時に証明書類を提出してもらう必要があるが、一方で、不妊治療という性質上、極力プライバシーに配慮した対応が必要となる。そのため、診断書ではなく、領収書等の簡便な書類でも対応できるようにしていきたいと考えている。
男性職員も対象となるのか。	男性職員も対象となる。

2 在職者に対する期末手当の一時差止制度の導入について

協議の要旨

提案メモを示した上で、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
提案メモにある「禁錮以上の刑が定められているものに限り、略式手続によるものを除く」とは、どういう意味か。	簡単に言うと、今回導入する一時差止制度の対象となるのは、禁錮刑以上の刑が定められている比較的重い罪で起訴される場合に限られるということである。
飲酒運転で起訴された場合は、対象となるのか。	今この場で対象となるかどうか明言はできないが、飲酒運転について禁錮以上の刑が定められていて、要件に該当するのであれば対象となるのではないか。

3 学校給食センター稼働に伴う職員の勤務条件の変更について

協議の要旨

提案メモを示した上で、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
今回、勤務条件の変更の対象となる非常勤行政事務員の人数は。	原局からは2名と聞いている。
常勤職員も対象となっているのか。	常勤職員も対象となると原局からは聞いている。

以上
(給与課)

不妊治療のための休暇制度の導入について（メモ）

R3.12.15

1 職員の不妊治療のための休暇

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇について、次のとおり導入する。

- ・有給とする。
- ・休暇の付与日数は、原則として1年につき5日（体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、更に5日を加えた範囲内）
- ・休暇の単位は、1日又は1時間

2 実施時期

令和4年4月1日

3 諾否期限

令和3年12月27日

以上
(給与課)

在職者に対する期末手当の一時差止制度の導入について（メモ）

R3.12.15

1 目的

基準日直前や基準日以後支給日前に職員が逮捕されたため、懲戒処分実施等のいとまがない場合において、在職者に対しても離職者と同様に、期末手当を一時的に差し止められるようにし、もって職員間の不均衡の解消を図るとともに、より市民の理解を得られるようにするために、期末手当の一時差止制度を導入するもの

2 要件

次のいずれかに該当する場合に、期末手当の支給を一時差し止めることができるものとする。

- ① 支給日前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- ② 支給日前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

3 実施時期

令和4年4月1日

4 諾否期限

令和3年12月27日

以上
(給与課)

学校給食センター稼働に伴う職員の勤務条件の変更について（メモ）

R3.12.15

令和4年1月からの給食センター稼働に伴い、次のとおり非常勤行政事務員の勤務条件を変更する。

1 内容

給食実施期間中における学校給食センターに勤務する非常勤行政事務員（管理栄養士）の始業時間を午前9時15分とし、終業時間を午後4時15分とする（ただし、給食実施期間外は8時45分から午後3時45分までの勤務とする。）。

2 目的

学校給食センターにおいては、午後から翌日分の給食物資の納入が行われるが、給食における物資の種類や数量も多く、検収作業が午後の時間帯に集中することから、事業者の納入時間に合わせ対応する必要があるため、勤務時間を変更し、安全で安心な学校給食を提供する。

3 実施時期

令和4年1月1日

4 諾否期限

令和3年12月27日

以 上
(給与課)

◎妥結事項

12月15日の交渉の結果を受け、12月27日に次の項目について妥結に至った。

1 不妊治療のための休暇制度の導入

(1) 内容

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇について、次のとおり導入する。

- ・有給とする。
- ・休暇の付与日数は、原則として1年につき5日（体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合にあつては、10日）の範囲内
- ・休暇の単位は、1日又は1時間

(2) 実施時期

令和4年4月1日

2 在職者に対する期末手当の一時差止制度の導入

(1) 内容

次のいずれかに該当する場合に、期末手当の支給を一時差し止めることができるものとする。

- ① 支給日前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- ② 支給日前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

(2) 実施時期

令和4年4月1日

3 学校給食センター稼働に伴う職員の勤務条件の変更

(1) 内容

給食実施期間中における学校給食センターに勤務する非常勤行政事務員（管理栄養士）の始業時間を午前9時15分とし、終業時間を午後4時15分とする（ただし、給食実施期間外は8時45分から午後3時45分までの勤務とする。）。

(2) 実施時期

令和4年1月1日